

# IFRS 財団公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：IFRS 財団定款の修正案」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 ほうがく みつはる  
豊岳 光晴

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 財団の評議員会（以下「評議員会」という。）から 2016 年 6 月に公表された公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：IFRS 財団定款の修正案」（以下「本公開草案」という。）に対して、2016 年 9 月にコメント・レターを送付している。

IFRS 財団は「定款」において、評議員会が IFRS 財団の体制とその有効性のレビューを 5 年ごとに実施することを要求している。評議員会は、2015 年 7 月に意見募集「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」（以下「RFV」という。）を公表し、コメントを求めた。評議員会は、RFV で指摘された論点、利害関係者からのコメントに対する評議員会の対応及び提案を示した RFV に対するフィードバックステートメントとともに、本公開草案を公表している。本公開草案における提案の概要は次のとおりである。

## (1) 評議員会及び国際会計基準審議会（IASB）の定員及び地理的分布

評議員会は、評議員会及び IASB の定員及び地理的分布について、次のとおり変更することを提案している。

(単位：名)	評議員会		IASB	
	現行	修正案	現行	修正案
アジア・オセアニア	6	6	4	4
欧州	6	6	4	4
北米	6	6	4	4
南米	1		1	
アフリカ	1	1	1	1
世界全体	2	3	2	0 又は 1
合計	22	22	16	13 又は 14

## (2) 評議員会の職業的経歴及び評議員の報酬

評議員会は、評議員会の職業的経歴について、2 名の評議員は通常は著名な国際会計事務所のシニア・パートナーとするとの記述を削除することを提案している。

また、評議員会は、評議員の報酬の取決めの基礎を「年棒及び会議ごとの報酬」から「年棒の

み」に変更することをすでに決定しており、この修正を「定款」に反映させることを提案している。

### (3) IASB の職業的経歴、任期及び議決要件

評議員会は、IASB の職業的経歴、任期及び議決要件について、次のとおり変更することを提案している。

#### ① IASB の職業的経歴

IASB における職業的経歴の組合せに、現在定款で定められている監査人、作成者、利用者及び学識者に加え、新たに市場・金融規制当局者を含める。また、IASB のメンバーの主たる要件の1つである「実務経験」を「直近の関連性のある専門的経験」に変更する。

#### ② IASB メンバーの任期

(現 行) 当初の任期を5年とし、3年を任期とする1回の再任が認められる。ただし、議長と副議長は二度目の任期を5年とすることができる。

(修正案) 当初の任期を5年とし、3年を任期とする1回の再任が認められることがある。また、一定の手続に沿って、再任期間の任期は最長5年まで延長される可能性がある。

#### ③ IASB の議決要件

(現 行) 総員16名未満の場合：9名、総員16名の場合：10名の承認

(修正案) 総員13名未満の場合：8名、総員13名又は14名の場合：9名の承認

### (4) 評議員会によるレビューの焦点及び頻度

評議員会は、定期的なレビューの焦点を、現行の「当組織の体制と有効性」から「当組織の戦略と有効性（適切な場合には、その体制も含む）」に変更することを提案している。

また、評議員会は、レビューの頻度について、遅くとも前回のレビューの完了から5年後に開始することを明確化する旨の記述の変更を提案している。なお、通常レビューの完了には1年から2年程度の期間を要することから、当該記述の変更は、現状「5年ごと」に実施されているレビューを、6年から7年ごとに実施すれば足りるという結果をもたらすことになると考えられる。

### (5) IFRS 諮問会議の会合

評議員会は、IFRS 諮問会議の会合の頻度を現行の「少なくとも年3回」から「少なくとも年2回」に変更することを提案している。

本公開草案に対する当委員会からのコメント・レターの主な内容は、次のとおりである。

- (1) 評議員会のレビューは少なくとも5年に一度実施とすべきであり、これを実質的に（例えば、6年又は7年に）延長することに賛成しない。
- (2) IASB のメンバーの少なくとも1人が市場・金融規制当局者としての経験を有していなければならないことの根拠が明確ではないと考えられるため、市場・金融規制当局者としての経験を有する者を必ず審議会のメンバーに含めなければならないとする提案に賛成しない。
- (3) IASB 及び IFRS 財団の評議員会の公式の諮問組織である IFRS 諮問会議は、IASB の基準開発

に関するガバナンス上、重要な機関であると考えられるため、IFRS 諮問会議の回数を「少なくとも年3回」から「少なくとも年2回」に変更するには説得力のある理由が必要であると考えている。本公開草案においては、IFRS 諮問会議の回数を変更する理由が明確になっていないため、最終化にあたっては理由を明確にすべきであるとする。また、2017年については試験的に年2回の開催に変更するとしても、その結果を踏まえて、その後も年2回を継続するのか、年3回に戻すのかを判断することを提案する。